

告 示

埼玉県収用委員会告示第五号

平成二十八年六月八日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十八年度第一号

二 起業者の名称及び住所

新座市 代表者 新座市長 須田健治

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号

三 事業の種類

新座都市計画道路事業三・四・八号東久留米・志木線（埼玉県新座市石神一丁目地内）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

イ 土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地番 千七百一番一

面積 登記簿 千二百四十六平方メートル

面積 実測 千二百五十・三三平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 五百四十三・五五平方メートル

ロ 土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地番 千七百二番一

面積 登記簿 千三百五十八平方メートル

面積 実測 千三百七十六・〇八平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 七十一・八九平方メートル

ハ 土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地番 千七百二番二

地目 登記簿 畑

面積 登記簿 六百十四平方メートル

実測 六百七十二・七〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二百三十九・九九平方メートル

土地所有者の氏名及び住所

氏名 鈴木富夫

住所 埼玉県新座市石神二丁目二番七号

土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏名 財務省（取扱所 朝霞税務署）

住所 埼玉県朝霞市本町一丁目一番四十六号

権利の種類 抵当権

六

土地所有者の氏名及び住所

氏名 鈴木富夫

住所 埼玉県新座市石神二丁目二番七号

土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏名 財務省（取扱所 朝霞税務署）

住所 埼玉県朝霞市本町一丁目一番四十六号

権利の種類 抵当権

土地所有者の氏名及び住所

氏名 鈴木富夫

住所 埼玉県新座市石神二丁目二番七号

土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏名 財務省（取扱所 朝霞税務署）

住所 埼玉県朝霞市本町一丁目一番四十六号

権利の種類 抵当権

六